

ため池等の放射性物質による影響調査と対策を実施

ため池については、放射性物質の実態を把握するとともに、利用や管理に及ぼす影響を軽減するための対策を検討するため各種調査を実施。

調査結果を踏まえ、利用・管理に支障が生じているため池については、その影響に応じて、放射性物質対策を推進。

福島県のため池調査結果

水質の放射性セシウム濃度 (平成26年度)

	避難指示区域外		避難指示区域			
			避難指示解除準備		居住制限・帰還困難	
検出下限値未満	2,234	98%	145	97%	73	53%
検出	53	2%	5	3%	65	47%
計	2,287	100%	150	100%	138	100%
最高 (Bq/L)	9		5		86	

注：検出下限値は、¹³⁴Cs、¹³⁷Csともに1Bq/L

底質の放射性セシウム濃度 (平成26年度)

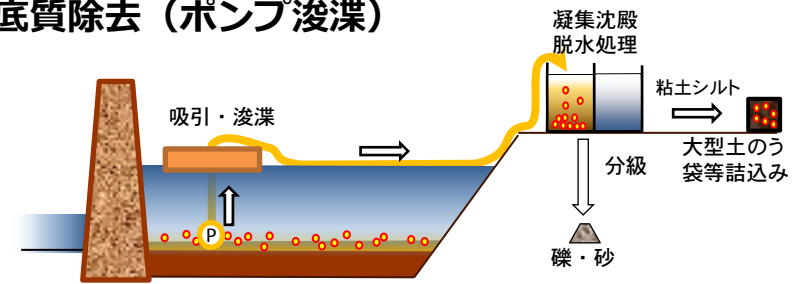
乾重量当たり濃度 (Bq/kg)	避難指示区域外		避難指示区域			
			避難指示解除準備		居住制限・帰還困難	
～1千	638	24%	21	13%	2	2%
1千超～8千以下	1,499	55%	94	57%	20	14%
8千超～10万以下	557	21%	50	30%	86	61%
10万超～	3	0%	-	-	33	23%
計	2,647	100%	165	100%	141	100%
最低～最高 (Bq/kg)	<20～222,000		13～69,000		150～690,000	

注：乾重量当たり濃度 (Bq/kg) 8千超の場合に対策を検討

ため池の放射性物質対策工法の例

放射性セシウム濃度の高い底質を除去し、底質の放射性セシウム濃度を下げる対策である。

①底質除去 (ポンプ浚渫)



貯水したまま、ポンプ等により底質を吸引し分級、脱水等を行った後に、中間貯蔵施設へ搬入するため、大型土のう袋等へ詰込みを行う。

②底質除去 (バックホウ掘削)



落水後、バックホウ等により底質を掘削し分級、脱水等を行った後に、中間貯蔵施設へ搬入するため、大型土のう袋等へ詰込みを行う。

避難指示区域等における農地・農業用施設等の復旧

避難指示解除準備区域等の営農再開に向けて、農地・農業用施設等の災害復旧事業を迅速に実施。県や市町村による農地・農業用施設等の災害復旧事業が迅速に進むよう支援。農地の除染と区画整理等農地整備の一体的実施に向けた取組を推進。

これまでの主な取組

農業用施設等の復旧

- 南相馬市及び浪江町の排水機場について、知事から要請を受け、直轄で復旧工事を実施中。8 機場のうち7 機場は稼働中。残りの1 機場は平成32年度までに稼働予定。
- 国営かんがい排水事業「請戸川地区」の大柿ダム、幹線用水路等について、直轄で復旧工事を実施中。
- 農地海岸については、県が復旧工事を実施中。



排水機場の復旧状況(谷地排水機場)

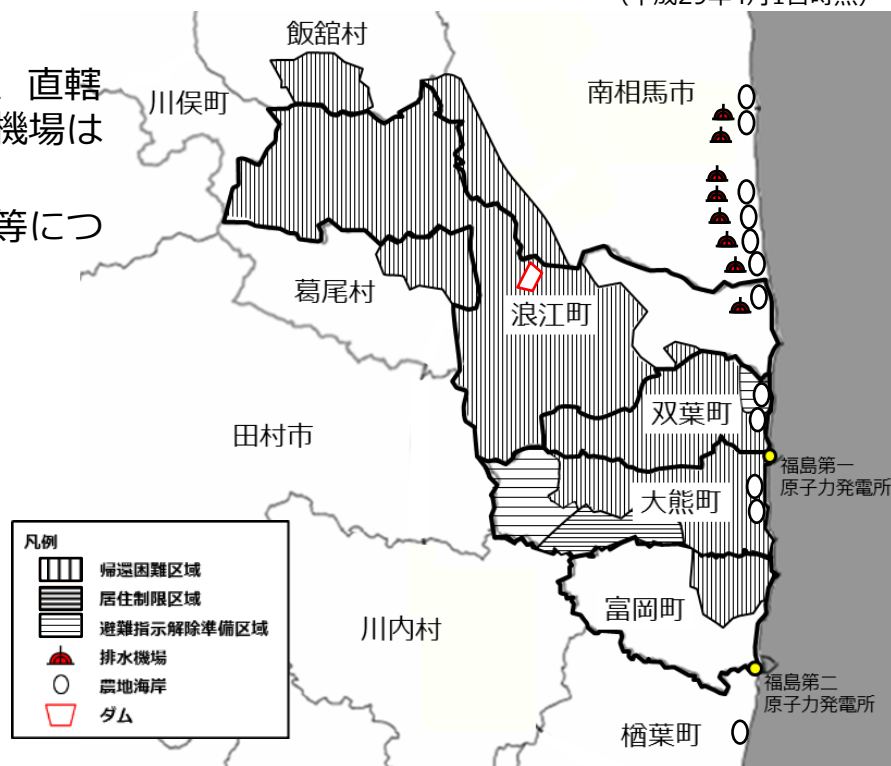
農地の除染と区画整理等農地整備の一体的実施

- 関係機関からなる推進体制を整備し、農地の除染と農地整備を一体的に実施。(平成29年度3地区完了)

今後の主な取組

- 請戸川地区については、営農再開を踏まえ、段階的に復旧する方針。(早期の営農再開を希望する区域では、当面、地区内河川の自流入を活用したかんがい用水確保を検討。)
- 県や市町村に対し復旧・整備の方針検討等の支援を推進。県や市町村は、それらの結果等を活用し、農地やため池等の災害復旧事業に順次着手。

(平成29年4月1日時点)



農林畜産物に含まれる放射性物質の低減対策の実施

放射性セシウムの基準値を下回る農林畜産物のみが流通するよう、品目ごとの特性に応じて、放射性物質の低減対策、吸収抑制対策や収穫後の検査等の取組を推進。

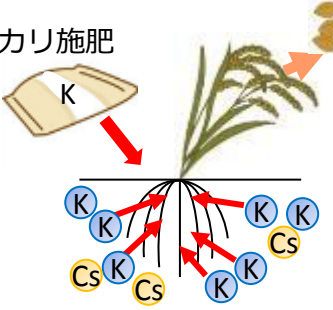
引き続き、生産現場の協力を得て、放射性物質の低減対策の徹底を図る。

米
カリ施肥等による放射性物質の吸収抑制対策を実施。
基準値を超過した米の流通を防ぐ取組を実施。

畜産物
畜産物が食品の基準値を超える放射性セシウムを含まないよう、暫定許容値以下の飼料の給与など家畜の飼養管理を実施。
牛肉については、食品の基準値以下のもののみが流通するよう全頭検査・全戸検査を実施。

きのこ
きのこが食品の基準値を超える放射性セシウムを含まないよう、きのこ原木等に含まれる放射性物質濃度の指標値を設定。（きのこ原木：50 Bq/kg、菌床用培地：200 Bq/kg）
指標値を満たすきのこ原木等の導入や、原木の洗浄など放射性物質による汚染を低減させる技術の普及等を通じて、基準値以下のきのこ生産を実施。

カリ施肥による稲の吸収抑制対策



土壤中のカリ濃度が適正な場合、放射性セシウムの吸収は抑制される



カリウム散布状況

飼料の放射性セシウムの暫定許容値
牛・馬：100Bq/kg、豚：80Bq/kg、鶏：160Bq/kg

牧草の放射性物質の吸収抑制対策

- ・反転耕等による牧草地における放射性物質の低減対策の推進



重機を活用した反転耕



ストーンクラッシャーによる石礫破碎



急傾斜牧草地での無線トラクターの活用

具体的な取組



きのこ原木の導入支援



放射性物質の防除施設（ほだ木洗浄機械等）の整備

農林水産物に含まれる放射性物質の濃度水準は低下

農畜産物に含まれる放射性物質の濃度水準は低くなっており、基準値超過割合は年々低下。きのこ・山菜類、水産物では、基準値を超過したのが見られるが、超過割合は減少。

農林水産物の放射性物質の検査結果注1（17都県注2）（平成30年3月31日現在）

品目	27年度 基準値 超過割合注4	28年度注4		29年度（～平成30年3月31日）注4		基準値超過品目
		基準値 超過割合	基準値超過点数 （検査点数）	基準値 超過割合	基準値超過点数 （検査点数）	29年度 （28年度）
農 畜 産 物	米	0 %	0 % 0 (全袋検査)	0 %	0 (全袋検査)	—
	麦	0 %	0 % 0 (239)	0 %	0 (189)	—
	豆類	0 %	0 % 0 (957)	0 %	0 (495)	—
	野菜類	0 %	0 % 0 (10,810)	0 %	0 (8,275)	—
	果実類	0 %	0 % 0 (2,155)	0.06 %	1 (1,579)	クリ (—)
	茶注5	0 %	0 % 0 (102)	0 %	0 (85)	—
	その他 地域特産物	0.1 %	0 % 0 (480)	0 %	0 (332)	—
	原乳	0 %	0 % 0 (1,420)	0 %	0 (770)	—
	肉・卵 (野生鳥獣肉除く)	0 %	0 % 0 (212,086)	0 %	0 (211,897)	—
きのこ・山菜類	1.0 %	0.7 % 69 (9,241)	0.7 %	54 (7,885)	原木シイタケ、コシアブラ等6品目 (コシアブラ、タラノメ等9品目)	
水産物	0.07 %	0.06 % 11 (18,166)	0.06 %	11 (16,929)	イワナ、ヤマメ、ブラウントラウト (イワナ、ヤマメ等5品目)	
農林水産物計	0.001 %	0.001 % 80 (1,052万)	0.001 % 66 (1,022万)	27年度検査点数：1,077万点		

(注1) 厚生労働省及び自治体等が公表したデータに基づき作成。
 (注2) 「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（原子力災害対策本部決定）で対象自治体としている17都県。ただし、水産物については全国を集計。
 (注3) 平成24年4月施行の基準値（100 Bq/kg）を超過した割合（原乳については50 Bq/kg）。なお、茶は、荒茶や製茶の状態で500 Bq/kgを超過した割合。
 (注4) 穀類（米、大豆等）について、生産年度と検査年度が異なる場合は、生産年度の結果に含めている。
 (注5) 飲料水の基準値（10 Bq/kg）が適用される緑茶のみ計上。

平成27年8月に設立された福島相双復興官民合同チーム（営農再開グループ）に東北農政局と福島県（農業普及組織）が参加し、地域農業の将来像の策定や農業者の営農再開等の取組を支援している。平成29年4月からは、営農再開グループに（公社）福島相双復興推進機構が参加して活動が強化され、農業者の個別訪問とその支援・フォローアップ、販路確保等の支援にも取り組んでいる。

福島相双復興官民合同チームの営農再開グループ （平成27年8月発足、平成29年4月体制強化）

◆ 体制

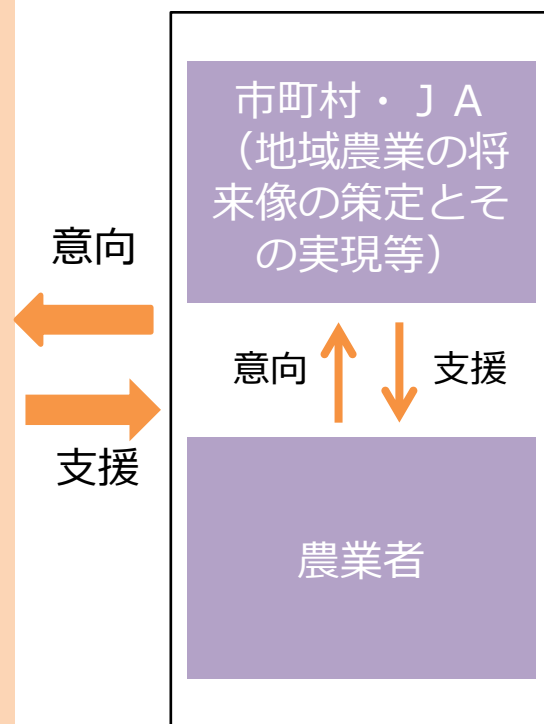
- 東北農政局（震災復興参事官室等）、福島県（農業普及組織）、福島機構（営農再開部署）が一体となった組織を形成

◆ 活動方針

- 農業は、地域的なまとまりが不可欠であることから、地域農業の将来像の策定や農業者の意向把握を踏まえた営農再開の取組を支援

◆ 活動内容

- 地域農業の将来像の策定の支援
- 農業者訪問等を通じた営農再開意向の把握
- 集落の相談会・座談会への参加（意向把握や各種事業の紹介）
- 営農体制（個人・集落営農・法人等）の構築への支援
- 必要な機械・施設の導入、技術・経営指導、販路確保等への支援



(平成30年9月30日現在)

活動内容	実績
市町村、集落への訪問件数	1,627件*
農業者訪問件数	1,369件

* : 東北農政局震災復興室による訪問件数

地域営農の再開支援

【対象地域】

福島県川俣町山木屋地区、富岡町、楡葉町

【経緯】

町・JAの要請に応じて農地集積（面的支援）等を支援

【営農再開グループの支援】

- ①担い手への農地集積等に係る業務の支援
- ②営農再開ビジョン等の検討に当たっての助言等支援
- ③農地集積の方針及び計画の策定支援に加え、意向確認等にかかる農業者訪問を支援

農業者訪問での意向把握を踏まえた支援

【対象農業者】

福島県田村市都路の水稲・トマトの栽培農業者

【経緯】

- 東日本大震災により、営農を中止したものの新たに建設したトマトハウスにて専業農家として営農再開
- 平成30年5月からトマト栽培開始。直販の割合を高めたいと考えていたが、販路確保に苦慮
- 営農再開グループに対し、支援を要望

【営農再開グループの支援】

トマト栽培技術の指導と宅配による飲食店への販売を支援

被災12市町村の農業者訪問の取組

被災12市町村の営農再開に向けて、農業者を個別に訪問し、営農再開意向や要望の把握、支援策の説明を実施している。

	認定農業者訪問（平成28年7月～11月）	農業者訪問（平成29年4月～12月）
対象	認定農業者522名	農業者1,012名（認定農業者以外が中心）
訪問結果の概要	<ul style="list-style-type: none">・ 営農再開済み農業者または営農再開を希望している農業者は444名（訪問した農業者全体の85%）・ 営農再開に向けた主な意見・要望は、<ul style="list-style-type: none">①個人や小規模でも対象となる補助事業の創設②風評対策や販路の確保への支援③担い手不足や雇用労働力の確保の支援④集落営農への支援⑤ほ場整備やパイプラインの整備等への支援	<ul style="list-style-type: none">・ 営農再開済み農業者または営農再開を希望している農業者は、412名（訪問した農業者全体の41%）・ 営農再開済みの農業者の主な課題は、農業機械・施設の導入、労働力確保・ 未再開の農業者の主な課題は、鳥獣害対策、用排水路の復旧・ 再開意向のない者のうち、農地の出し手は1割、今後出し手となる意向のある者は7割

被災12市町村において避難指示の解除が進みつつある中、営農を再開する農業者を対象に、農業用機械・施設や家畜の導入等の初期投資に対する支援を行うことで、営農再開を加速化する。

原子力被災12市町村農業者支援事業

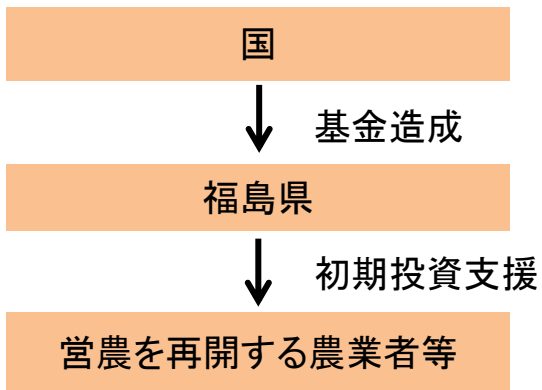
■対象者

被災12市町村において、営農再開等を行う農業者等（農業者、集落営農組織、農業法人等）

■補助率

3 / 4

■資金の流れ



■補助対象経費

- ・農産物の生産、流通、販売に必要な機械の導入に要する経費
- ・農産物の生産に必要な施設の整備及び施設の導入に必要な撤去に要する経費
- ・果樹の新植・改植、花き等（生産が複数年継続するもの）の種苗等の導入に要する経費
- ・肉専用繁殖雌牛、搾乳用雌牛、純粋種豚、繁殖用雌豚の導入に要する経費

■補助対象経費の上限額

原則1,000万円（特認3,000万円）



原子力災害で大きなハンディキャップを背負った地域において、日本農業のフロンティアを目指し、先端技術を取り入れた先進的な農林水産業を全国的に先駆けて実践し、農林業の復興・再生を目指す。

平成30年度は、避難指示が解除された地域の拡大に伴い、帰還した農業者が将来展望を持って営農に取り組むための技術をこれまでの取組に加えて新たに開発

平成28年度から実施中の課題

トラクターの自動走行技術



平成29年度で完了

農作業用アシストスーツ



平成29年度で完了

法面用除草ロボット



継続

苗木植栽ロボット



継続

平成30年度から実施する課題

除染後農地の地力の見える化

除染後農地の地力のばらつきを簡易かつ迅速に把握し、営農指導につなげる技術の開発及び実証

園芸作物栽培の省力化

福島県の主力品目であるブロッコリー収穫機の開発及び実証

高品質米生産管理技術の確立

解像度の高い衛星画像活用による水稻の生育状況診断・管理技術の開発及び実証

